



高浜市下水道事業経営戦略

(令和7年度～令和16年度)

令和7年9月



高浜市都市政策部
上下水道グループ

【 目 次 】

第1章 経営戦略の策定の趣旨	1
1 背景と目的	1
2 計画期間	1
3 位置づけ	1
第2章 事業の概要	2
1 事業の現況	2
1.1 下水道事業の概要	2
1.2 下水道処理人口普及率、水洗化率、有収水量の推移	4
1.3 下水道使用料	5
1.4 組織の概要	6
1.5 広域化・共同化・最適化の実施状況、民間活力の活用等	6
2 経営指標を用いた分析	7
2.1 基本方針	7
2.2 経営分析結果	9
2.3 経営分析結果のまとめ	10
3 前回経営戦略の進捗確認	12
3.1 進捗の確認	12
第3章 将来の事業環境	14
1 下水道供用区域内人口・水洗化人口の予測	14
2 有収水量の予測	14
3 使用料収入の予測	15
3.1 使用料を据置する場合	15
3.2 使用料改定を実施する場合	15
4 施設の見通し	16
5 組織の見通し	16
第4章 経営の基本方針	17
1 経営の基本方針	17
1.1 基本方針	17
第5章 投資・財政計画	18
1 投資・財政計画の策定にあたっての説明	18
1.1 投資についての説明	18
1.2 財源についての説明	18
1.3 投資以外の経費についての説明	19
2 投資・財政計画に未反映な取組や今後の検討予定の取組の概要	20

2.1 投資についての考え方・検討状況	20
2.2 財源についての考え方・検討状況	20
2.3 投資以外の経費についての考え方・検討状況	20
2.4 投資・財源試算の結果	22
 第 6 章 経営戦略の事後検証	 29
1 基本的考え方と PDCA サイクルの確立	29
2 進捗管理について	29
3 経営戦略の見直しについて	30
 参考資料 用語集	 31

第1章 経営戦略の策定の趣旨

I 背景と目的

下水道は、生活排水の水質改善、生活環境の保全及び浸水防止等が図られることから、安全で快適な社会環境に必要不可欠な都市基盤施設です。

本市では、平成 10（1998）年に下水道の供用開始をしてから 26 年経過し、普及率は令和 5 年度末現在で 71.4% となっています。

近年の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、想定を超える物価上昇による各種費用の増加、下水道工事には多額の費用が必要となり、不足する財源は一般会計からの繰入金に依存している状況です。

本市の下水道事業は、令和元（2019）年度に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計に移行し、将来にわたって安定的にサービスを提供し続けるために、「高浜市下水道事業経営戦略」（計画期間：令和元年度～令和 10 年度）を策定しました。

令和 4（2022）年 1 月、令和 7（2025）年度までに投資・財政計画に人口減少や将来の施設更新費用、物価上昇等を的確に反映した質の高い経営戦略の見直しの策定を求める通知を総務省が発出しています。

そこで、今回策定する経営戦略については、前回経営戦略の進捗状況を評価し、本市をとりまく事業環境の変化を勘案した「投資・財政計画（収支計画）」を中心に、前回経営戦略の見直しを行うことにより、更なる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことを目的とするものです。

2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、経営戦略策定ガイドラインで、「10 年以上の合理的な期間を設定する必要がある」ため、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

3 位置づけ

本市の下水道事業経営戦略は、上位計画である「第 7 次高浜市総合計画」の下、各種の関連計画と連動し、今後の下水道事業の根幹となるものとして位置づけ、中長期的な事業運営の指針とします（図 I-1 参照）。



図 I-1 下水道事業経営戦略の位置づけ

第2章 事業の概要

Ⅰ 事業の現況

Ⅰ.Ⅰ 下水道事業の概要

令和5（2023）年度末時点における本市の下水道事業の概要を表 2-Ⅰ、処理区域を図 2-Ⅰに示します。

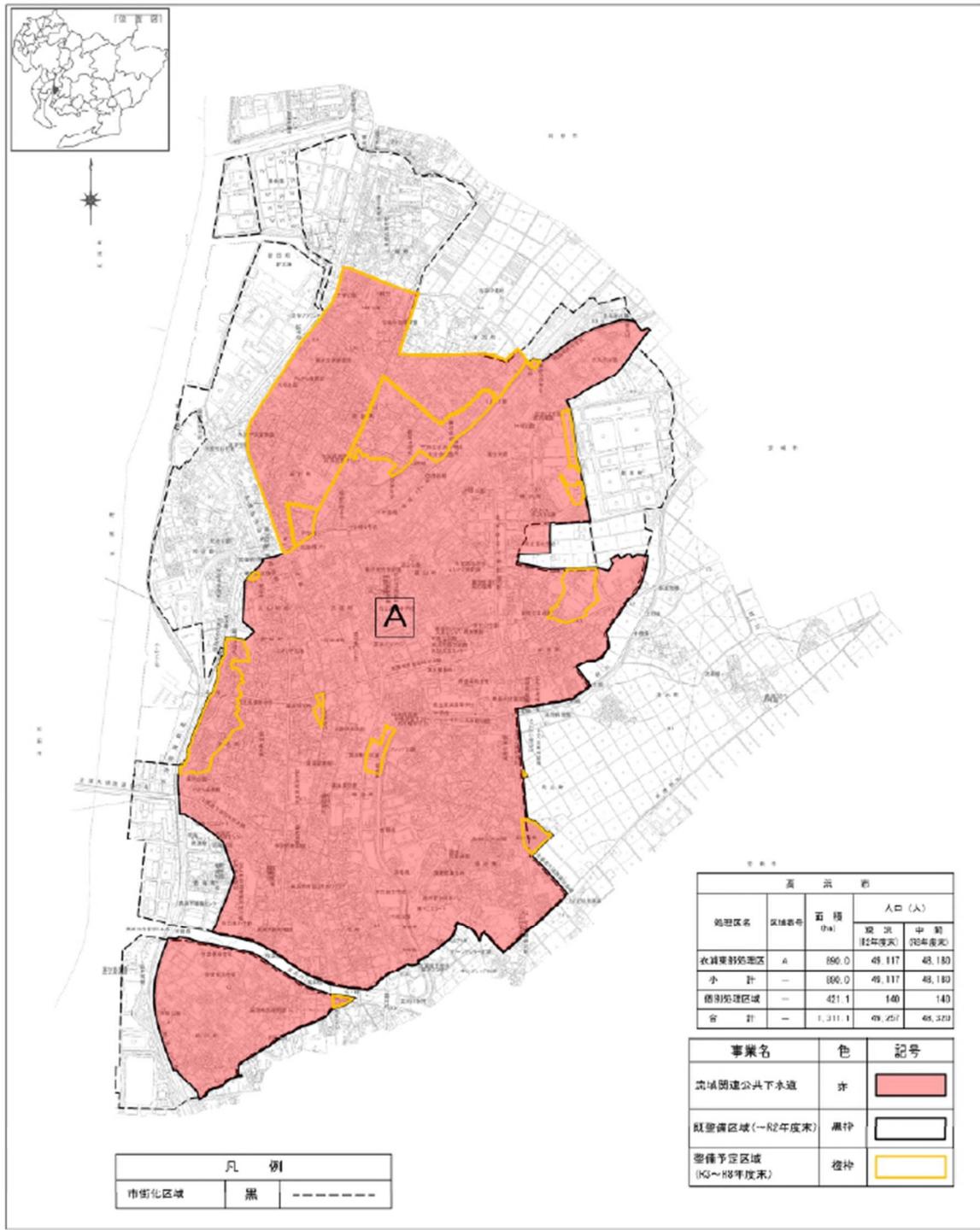
本市の下水道事業は、平成3（1991）年度に事業着手、平成10（1998）年度に供用を開始し、26年が経過しています。本市は衣浦東部流域下水道に接続しているため、汚水処理は衣浦東部流域下水道の処理施設となる衣浦東部浄化センターで行われています。

本市の全体計画面積890haに対する現在処理区域面積は618haとなっており、今後も引き続き下水道の整備を実施する予定です。

表 2-Ⅰ 下水道事業の概要

項目	内容
事業着手年度	平成2年度
供用開始年月日	平成10年10月15日
供用開始後年数	26年
法適（全部適用・一部適用）	一部適用（平成31年4月1日～）
行政区域内人口	49,211人
処理区域内人口	35,141人
全体計画面積	890ha
処理区域面積	618ha
普及率	71.4%
処理区域内人口密度	56.9 人/ha
流域下水道等への接続の有無	衣浦東部流域下水道に接続
処理区数	1処理区
処理場数	無し

出典：令和5（2023）年度地方財政状況調査



出典：高浜市汚水適正処理構想(案)【概要版】令和3年度

図 2-1 処理区域

I.2 下水道処理人口普及率、水洗化率、有収水量の推移

下水道処理人口普及率、水洗化率、有収水量の推移については、図 2-2、図 2-3、図 2-4 に示します。

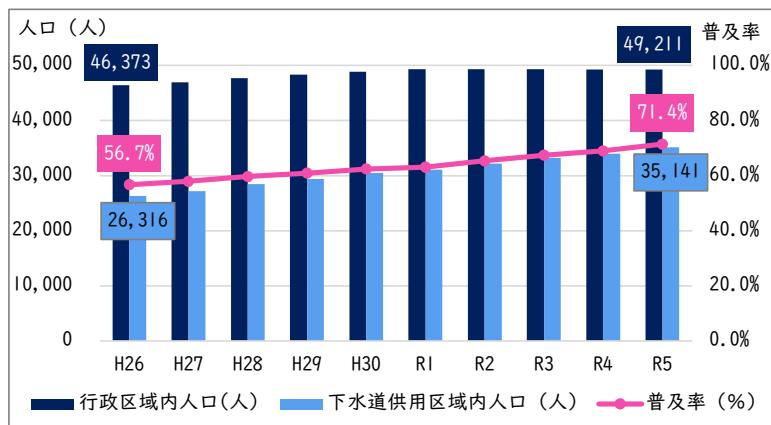


図 2-2 本市の下水道処理人口普及率の推移

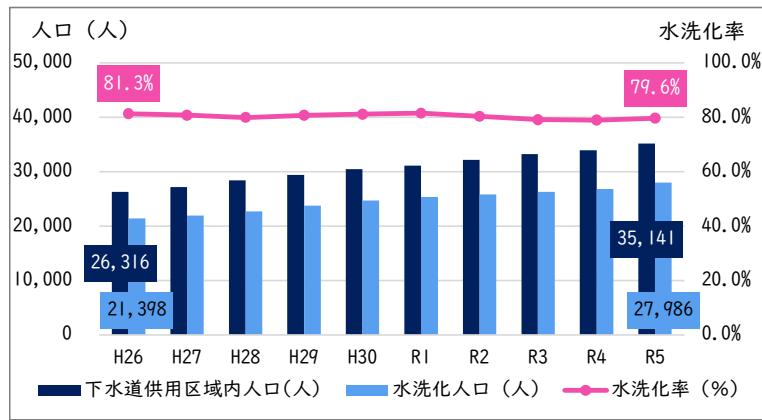


図 2-3 本市の水洗化率の推移

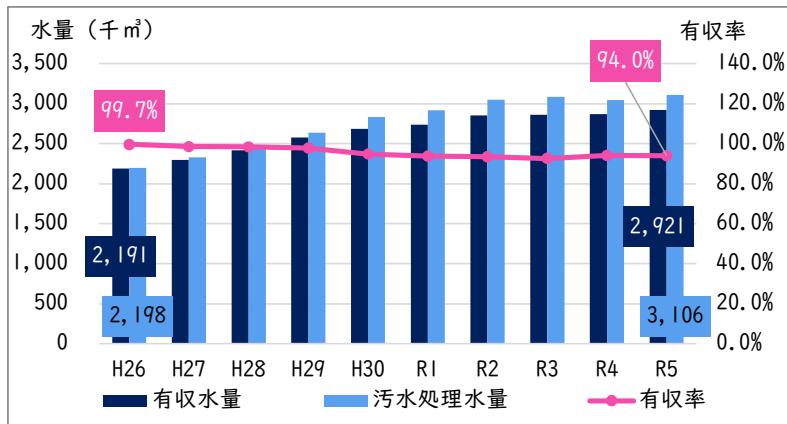


図 2-4 本市の有収水量の推移

出典：地方財政状況調査

I.3 下水道使用料

本市の下水道使用料を表 2-2 に示します。本市の下水道使用料体系は、一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。使用料体系は基本使用料および従量使用料を併置する二部使用料制を採用しています。

本市の条例上の使用料及び実質的な使用料は、表 2-3 に示します。

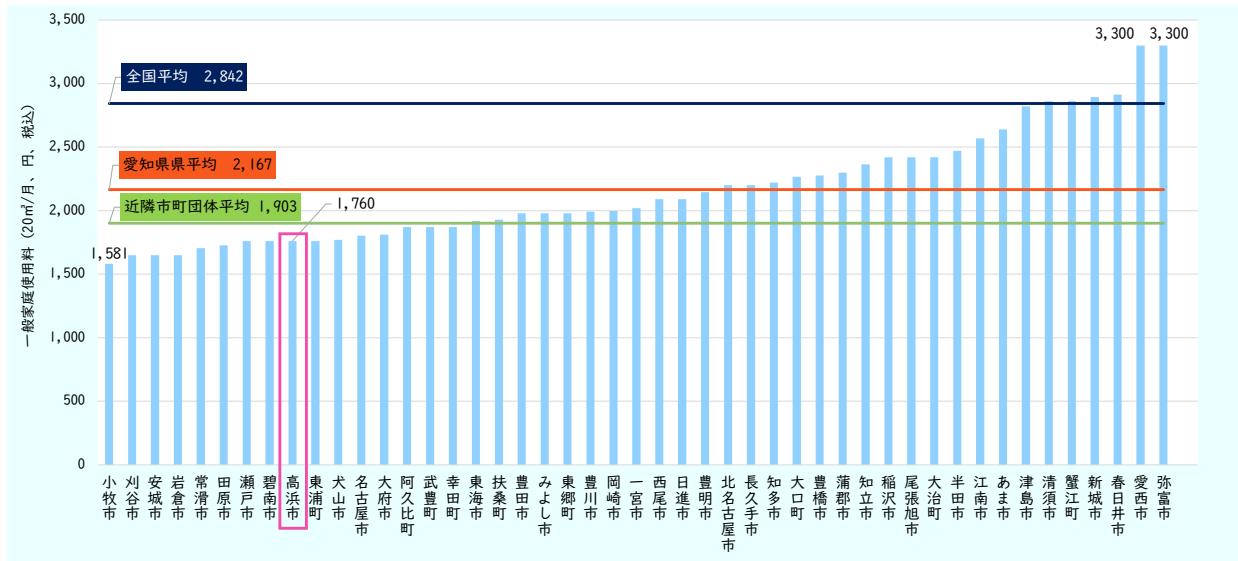
本市の 20 m³/月あたりの実質的な下水道使用料（税込）を愛知県下 47 事業体（公共下水道事業）および近隣市町団体（碧南市、刈谷市、知立市、安城市、西尾市、豊田市、岡崎市、幸田町）と比較した結果を図 2-5 に示します。

表 2-2 本市の下水道使用料 (m³/月、税抜)

基本使用料	従量使用料(1m ³ あたり、税抜)						
	10m ³ 以下	10m ³ を超え 20m ³ 以下	20m ³ を超え 30m ³ 以下	30m ³ を超え 50m ³ 以下	50m ³ を超え 100m ³ 以下	100m ³ を超え 500m ³ 以下	500m ³ を超えるもの
450円	30円	85円	130円	150円	170円	190円	235円

表 2-3 下水道の条例上の使用料および実質的な使用料 (20 m³あたり、税込)

年度	条例上の使用料	実質的な使用料
令和3 (2021) 年度	1,760	2,595
令和4 (2022) 年度		
令和5 (2023) 年度		2,573



出典：令和 5 (2023) 年度地方財政状況調査

図 2-5 愛知県下 47 事業体（公共下水道）との使用料比較 (20 m³/月)

I.4 組織の概要

本市下水道事業に従事している職員は、令和6（2024）年4月1日現在で11名（会計年度任用職員1名含む）です。本市の下水道事業組織図を図2-6に示します。経験人数については、1名を除いて5年以下です。

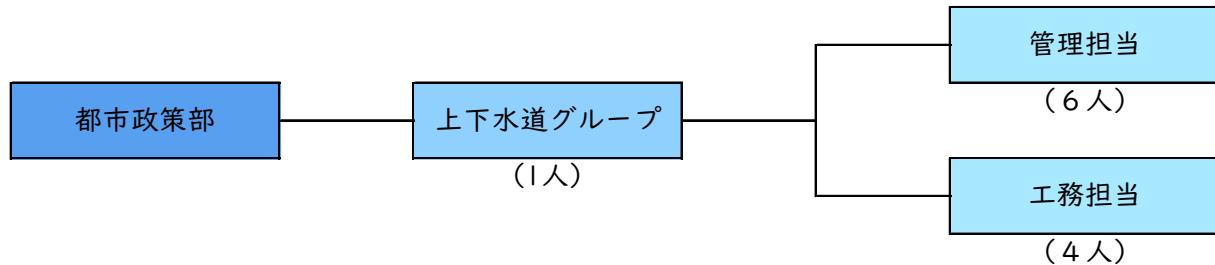


図 2-6 下水道事業組織図

I.5 広域化・共同化・最適化の実施状況、民間活力の活用等

I.5.1 広域化・共同化

令和5（2023）年7月1日より碧南市・高浜市でマンホールポンプの点検を共同で民間に委託を開始しました。

I.5.2 民間活力の状況

○民間委託

本市の下水道事業では、水質検査業務、下水道接続戸別訪問業務、マンホール点検業務を民間に委託しています。

2 経営指標を用いた分析

2.1 基本方針

下水道事業の経営の状況を把握するため、総務省が公表する「令和5（2023）年度決算経営比較分析表」（以降、「経営比較分析表」という。）に基づき、「経営の健全性・効率性」「施設の老朽化」の観点の指標（表 2-4）を用いて、経営分析を実施し、経営の現状・課題の「見える化」を図ります。経営分析については、本市は令和元（2019）年度から地方公営企業法の財務規定を適用したため、令和元～5（2019～2023）年度の過去5年間を対象に経年比較および他団体との比較を行います。

表 2-4 経営指標

分類	指標	計算式	望ましいとされる方向
経営の健全性・効率性	経常収支比率（%）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	高い ↑
	累積欠損金比率（%）	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	0 ↓
	流動比率（%）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	高い ↑
	企業債残高対事業規模比率（%）	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	— 明確な基準はなし
	経費回収率（%）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く)}} \times 100$	高い ↑
	汚水処理原価（円/m³）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$	低い ↓
	水洗化率（%）	$\frac{\text{接続人口}}{\text{下水道供用区域内人口}} \times 100$	高い ↑
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（%）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	低い ↓
	管渠老朽化率（%）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	低い ↓
	管渠改善率（%）	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	高い ↑

表 2-5 類似団体区分（公共下水道）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46
		30年未満	Ac2	2
	50人/ha未満		Ad	59
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
		30年未満	Bd2	23
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25
		15年以上	Cb2	22
		15年未満	Cb3	4
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153
		15年以上	Cc2	150
		15年未満	Cc3	19
		30年以上	Cd1	122
	25人/ha未満	15年以上	Cd2	186
		15年未満	Cd3	11

表 2-6 類似団体及び近隣市町団体の市町名

【類似団体】

	都道府県	団体名称
1	愛知県	高浜市（本市）
2	静岡県	御殿場市
3	静岡県	長泉町
4	愛知県	江南市
5	愛知県	稻沢市
6	愛知県	あま市
7	愛知県	長久手市
8	愛知県	東郷町
9	大阪府	泉南市
10	兵庫県	播磨町
11	福岡県	志免町
12	福岡県	粕屋町

【近隣市町団体】

	都道府県	団体名称
1	愛知県	高浜市（本市）
2	愛知県	碧南市
3	愛知県	刈谷市
4	愛知県	知立市
5	愛知県	安城市
6	愛知県	西尾市
7	愛知県	豊田市
8	愛知県	岡崎市
9	愛知県	幸田町

類似団体の出典：総務省 令和4年度決算 経営比較分析 類似団体一覧 下水道事業
URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/r04keieihikakubunsekihyo.html

2.2 経営分析結果

2.2.1 経常収支比率

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

この指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。

本市の経常収支比率は、令和 2 (2020) 年度を除き 100%以上を維持していますが、令和 5 (2023) 年度を除き、類似団体と比較して低い水準となっています。

2.2.2 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。本市は過去 5 年間、累積欠損金は発生していません。

2.2.3 流動比率

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。この指標は、1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要です。

本市の流動比率は、過去 5 年間において 100%を下回っている状態であるため、1 年以内に現金化できる資産で 1 年以内に支払わなければならない負債を賄えない状態です。

2.2.4 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

本市の企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均及び近隣市町団体平均と比較して低い水準にあります。今後、整備計画に従い管渠の整備を進めていくため、投資財源としての適切な起債額の検討が必要となります。

2.2.5 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。この指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。

本市の経費回収率は、100%を下回っており、使用料で回収すべき経費の全てを使用料で賄えていない状況です。使用料で回収できない経費は、一般会計からの基準外繰入金で賄っています。

2.2.6 汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

本市の汚水処理原価は過去 5 年間において 150 円/m³と一定で推移しています。

2.2.7 水洗化率

下水道供用区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理している人口の割合を示した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。

本市の水洗化率は 80% 前後で推移しており、類似団体平均および近隣市町団体平均と比較して低い水準となっています。本市は、引き続き水洗化率の向上に努めています。

2.2.8 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。数値が 100% に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。

本市の有形固定資産減価償却率は年々増加しているものの、令和 5（2023）年度では 10.94% と類似団体平均および近隣市町団体平均と比較すると低い水準となっています。

2.2.9 管渠老朽化率

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。

本市の下水道事業は供用開始から 26 年のため、法定耐用年数である 50 年を超過した管渠は存在しません。

2.2.10 管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

本市の下水道事業は供用開始後 26 年であり、法定耐用年数を迎える管渠がないため、過去 5 年間において更新した管渠はありません。

2.3 経営分析結果のまとめ

経営分析結果のまとめとして、経営比較分析図を図 2-7 に示します。

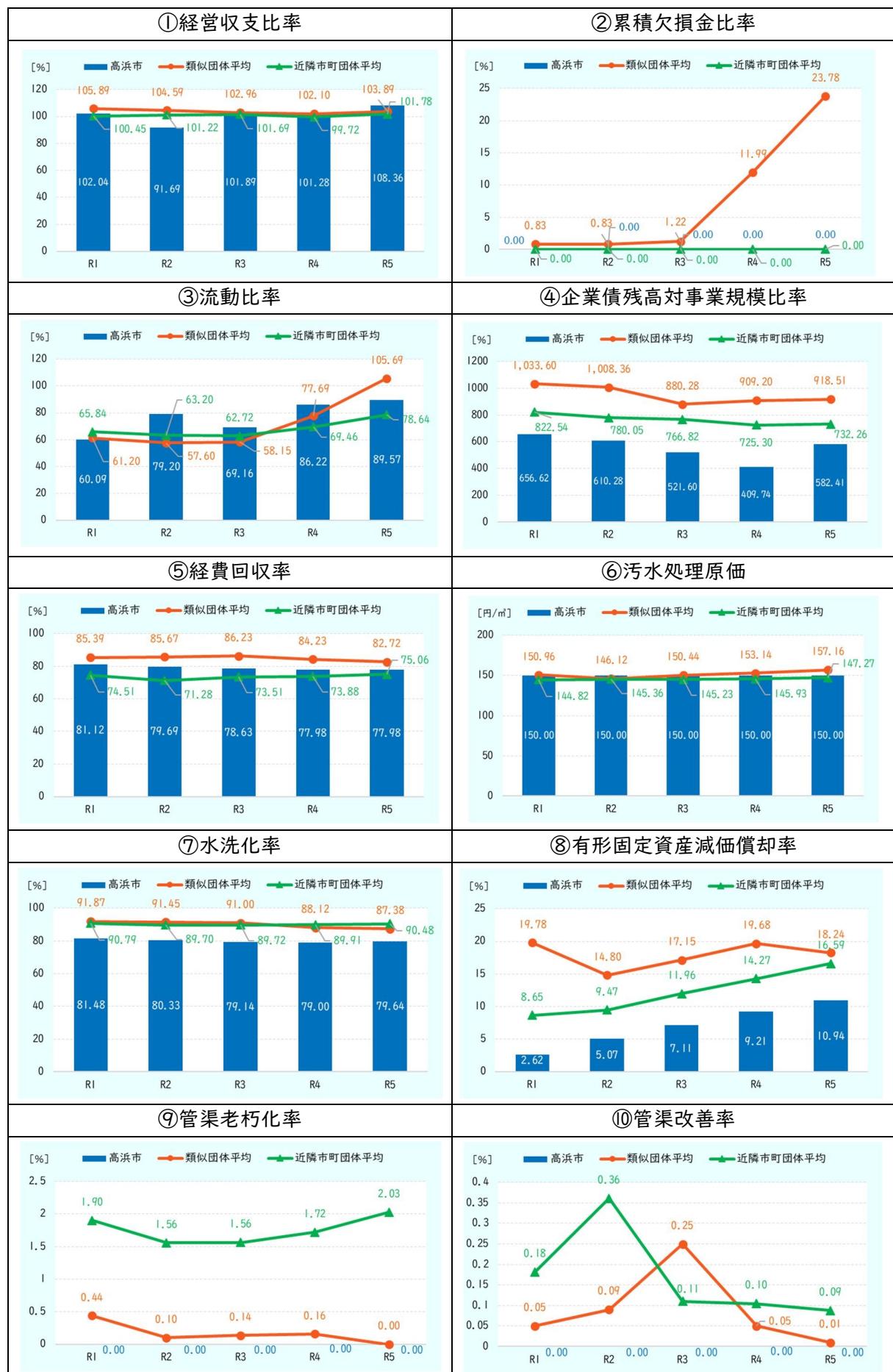


図 2-7 経営比較分析図

3 前回経営戦略の進捗確認

本項では、経営戦略の目的である「経営基盤の強化と財政マネジメントの向上」のため、投資と財源について前回経営戦略の進捗確認を行います。

3.1 進捗の確認

3.1.1 投資について

前回経営戦略では、令和5（2023）年度までに供用開始区域面積を630.0haまで整備完了することを目標としており、令和5（2023）年度時点で618.1ha整備完了しています（表2-7参照）。達成率は98.1%と概ね計画通り整備を進められています。事業投資額については、計画値を上回る結果となっています（表2-8参照）。目標に対する進捗結果の評価を表2-9に示します。

表 2-7 下水道整備計画進捗状況

項目\年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
①整備面積・計画値 (単年度) (ha)	20.1	18.2	22.6	19.4	20.2	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
②整備面積・実績値 (単年度) (ha)	18.4	17.3	21.7	15.5	21.6	—	—	—	—	—
③整備面積・計画値 (累計) (ha)	549.6	567.8	590.4	609.8	630.0	660.0	690.0	720.0	750.0	780.0
④整備面積・実績値 (累計) (ha)	542.0	559.3	581.0	596.5	618.1	—	—	—	—	—

表 2-8 事業投資額の進捗状況

項目\年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
①計画値	650.0	593.0	725.0	629.0	653.0	947.0	947.0	947.0	947.0	947.0
②実績値	794.4	750.7	1,167.4	741.4	1,172.8	—	—	—	—	—
③差異 (②-①)	144.4	157.7	442.4	112.4	519.8	—	—	—	—	—

※実績値は建設改良費の管渠建設改良費と流域下水道建設負担金の合計値（税込）を示す。

表 2-9 進捗結果の評価

目標または計画値	結果
整備面積/単年度の達成率100%	令和元～5（2019～2023）年度平均達成率： 94.0%
整備面積累計630ha完了（令和5（2023）年度まで）	・整備面積（令和5（2023）年度時点）： 618.1ha完了 ・目標達成率：98.1%
事業投資額：3,250百万円/5年間	・4,627百万円/5年間

3.1.2 財源について

前回経営戦略における財源確保に向けた目標について一般会計繰入金の状況を表 2-10、下水道使用料の状況を表 2-11 に示します。

一般会計繰入金の令和元～5（2019～2023）年度の計画値は、約 708 百万円/年～743 百万円/年としていましたが、実績値は約 748 百万円/年～831 百万円/年と計画値を上回る結果となっています。下水道使用料の令和元～5（2019～2023）年度の実績値は、計画値と比べて下回る結果となっています。

一般会計繰入金が計画値を上回った理由として、財源確保の取組の 1 つである使用料体系の見直しが未実施であること、下水道使用料の実績値が計画値を下回ったことがあげられます。

財源計画の進捗結果評価を表 2-12 に示します。

表 2-10 財源計画（一般会計繰入金）

年度 項目	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
①計画値	733.1	740.8	742.8	734.7	708.0	692.9	650.4	628.4	586.5	545.7
②実績値（3条）	351.4	271.3	376.5	393.6	433.1	—	—	—	—	—
③実績値（4条）	396.2	530.9	436.0	412.2	397.4	—	—	—	—	—
④実績合計（②+③）	747.6	802.2	812.5	805.8	830.5	—	—	—	—	—
⑤超過額（④-①）	14.5	61.4	69.7	71.1	122.5	—	—	—	—	—
⑥超過率（④÷①）	102.0%	108.3%	109.4%	109.7%	117.3%	—	—	—	—	—

表 2-11 財源計画（下水道使用料）

年度 項目	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
①計画値	369.6	384.5	396.3	409.1	421.8	436.4	447.7	468.5	488.5	511.0
②実績値	333.0	340.9	337.5	335.5	341.7	—	—	—	—	—
③差異（②-①）	-36.6	-43.6	-58.8	-73.6	-80.1	—	—	—	—	—

表 2-12 財源計画進捗結果

目標または計画値	結果
使用料体系の見直しによる一般会計繰入金の抑制（一般会計繰入金計画値：36.6億円/5年間）	・ 使用料体系の見直し未実施 ・ 実績値40.0億円/5年間
採算性のある資源利用方法の調査	マンホール蓋等の販売、下水道事業の所管する資産を活用し、新たな財源確保を検討する。

I 下水道供用区域内人口・水洗化人口の予測

下水道供用区域内人口の推計は、今後の整備面積計画値および行政人口の推計を基に算出しました。

下水道供用区域内人口は、供用開始面積が広がるに伴い増加していくことが予測されます。しかし、整備完了予定年度の令和 21（2039）年度の 49,808 人をピークに行政人口の減少に伴い徐々に減少することが予測されます。

水洗化人口は、整備完了予定年度の 3 年後にあたる令和 24（2042）年度の 49,559 人をピークに行政人口の減少に伴い徐々に減少することが予測されます。

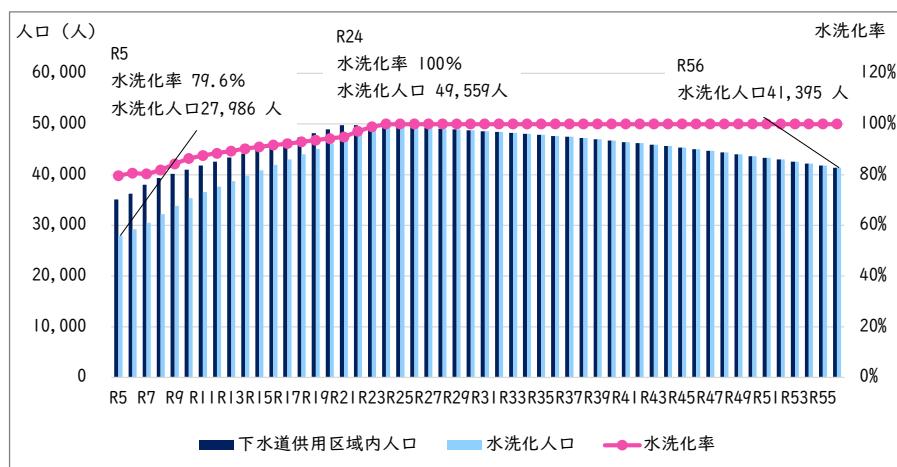


図 3-1 下水道供用区域内人口・水洗化人口の推計

2 有収水量の予測

有収水量は、令和 2～5（2020～2023）年度実績を基に設定した有収水量原単位（日平均）に将来の水洗化人口推計値を乗じることで算出します。

推計の結果、水洗化人口の増加に伴い有収水量は増加し、令和 30（2048）年度の 5,787 千 m³をピークに以降は徐々に減少することが予測されます。

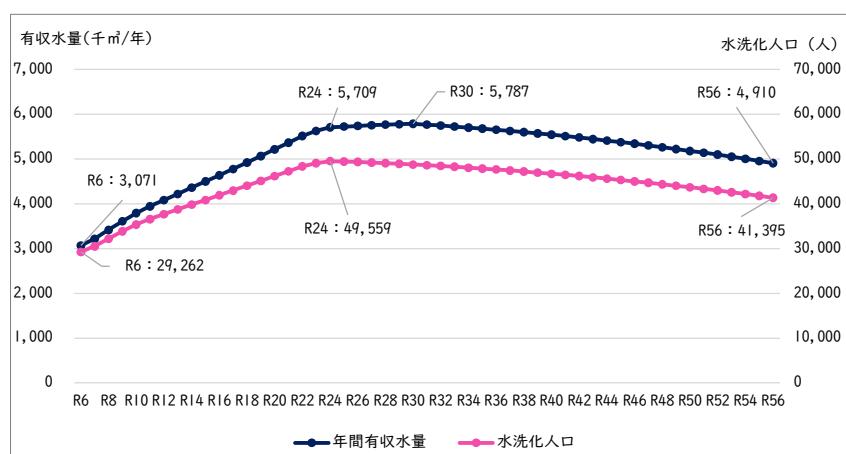


図 3-2 有収水量の予測

3 使用料収入の予測

第3章2で見通した有収水量を基に、令和7～16（2025～2034）年度の使用料収入を推計します。

使用料収入は、有収水量に使用料単価（1m³あたりの使用料収入）を乗じて算出します。

3.1 使用料を据置する場合

使用料を据置にする場合の使用料と経費回収率の予測は、図3-3に示します。

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す経費回収率は100%以上にすることが望ましいとされていますが、78%前後と低調に推移しています。

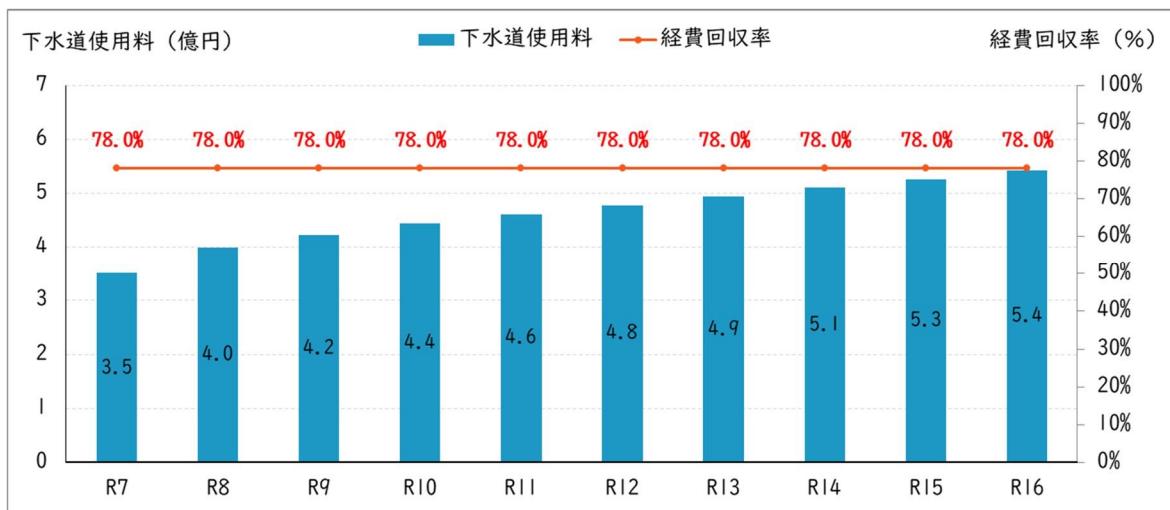


図3-3 使用料と経費回収率の予測（使用料を据置にした場合）

3.2 使用料改定を実施する場合

使用料改定が不可欠な状況の中、経費回収率を類似団体平均と同水準とするために、以下の条件を設定します。

使用料改定条件

経費回収率を本計画最終年度である令和16（2034）年度までに85%以上とします。

本計画最終年度である令和16（2034）年度に使用料改定を実施した場合の使用料と経費回収率の予測は、図3-4に示します。

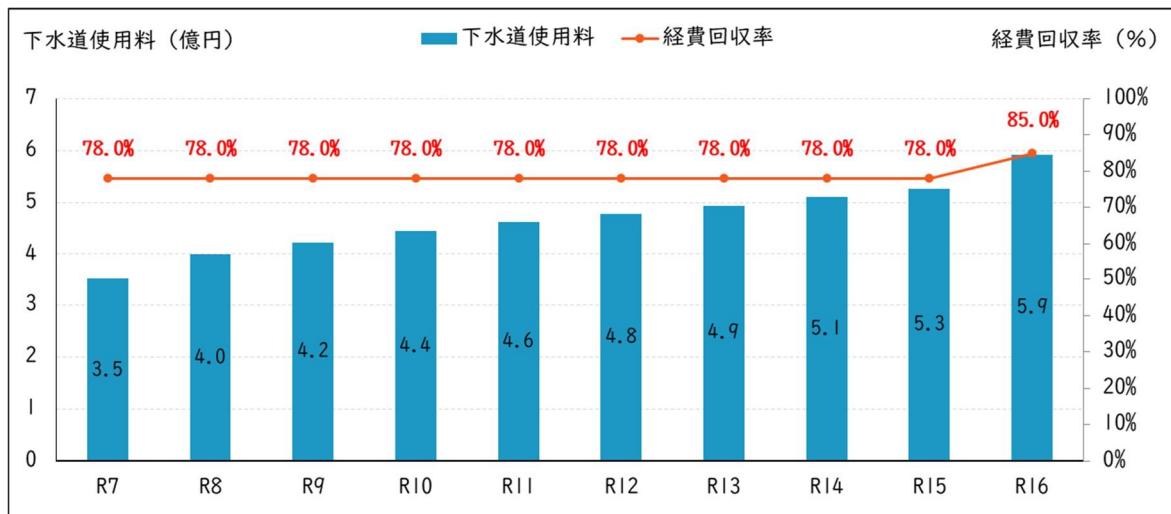


図 3-4 使用料と経費回収率の予測（使用料を改定した場合）

4 施設の見通し

本市では下水管路施設の整備完了目標年度である令和 21（2039）年度までに下水道全体計画である 890.0ha となるよう整備を進めている段階であり、事業着手から令和 5（2023）年度までの累計で約 194 km（汚水 177 km、雨水 17 km）の管渠が整備されています。

また、本市は平成 6～14（1994～2002）年度にかけて、年間 7～10 km の整備を実施しています。令和 5（2023）年度末時点において法定耐用年数を迎える管渠はありませんが、今後は法定耐用年数を迎える管渠の更新時期が令和 29～33（2047～2051）年度に集中すると想定されるため、それを踏まえたストックマネジメント実施方針および計画を検討する必要があります。

5 組織の見通し

下水道事業に従事している職員は令和 6（2024）年 4 月 1 日時点で 11 名（会計年度任用職員 1 名含む）が在籍しています。

今後も引き続き整備計画を進めていくにあたり、一定の職員数および下水道業務の経験豊富な職員の確保が必須となります。必要な職員数を確保しながら、円滑な業務遂行に努めていきます。また、民間委託の活用等により業務の効率化を図るよう努めていきます。

I 経営の基本方針

I.I 基本方針

ここまでみてきた本市における事業の現状、将来予測および経営課題を踏まえ、経営の基本方針を「合理的な投資による公共下水道の普及促進」、「持続可能な維持管理の実施」、「公共下水道事業の経営の安定」とし、今後も持続可能な経営を推進していきます（図 4-I 参照）。

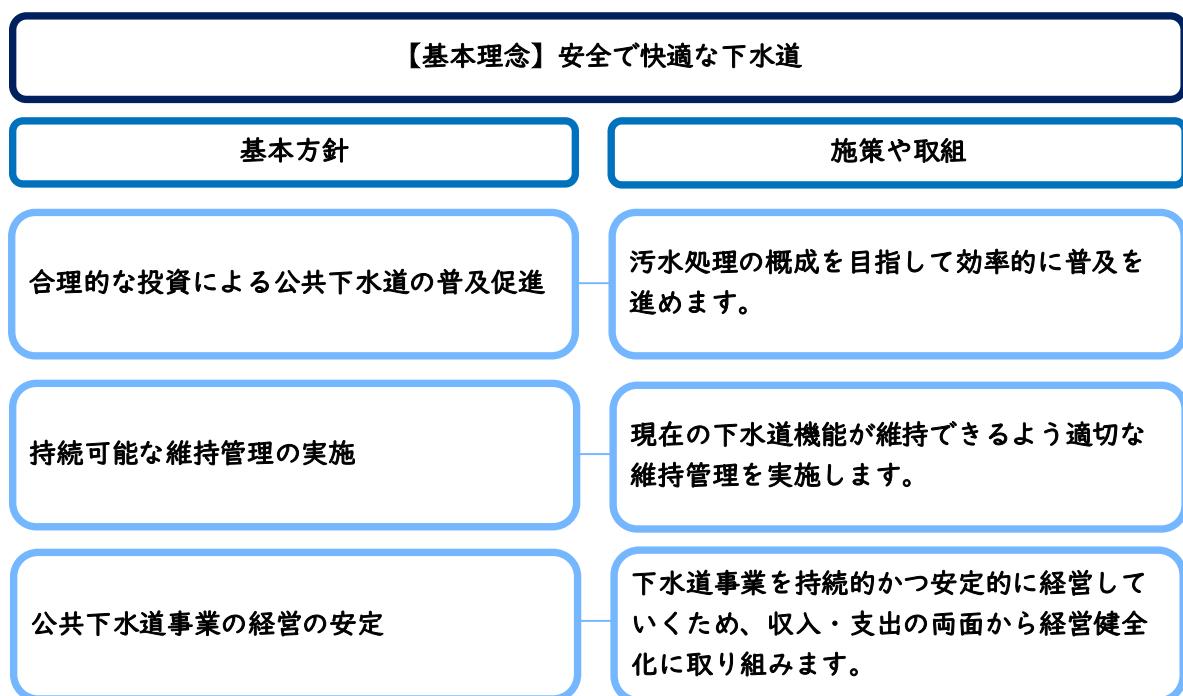


図 4-I 経営の基本方針

I 投資・財政計画の策定にあたっての説明

I.1 投資についての説明

I.1.1 投資の目標

下水道未普及地域の解消に向けて、令和 21（2039）年度までに下水道全体計画である 890.0ha の整備完了を目指します。

I.1.2 建設改良費

本市の公共下水道は整備段階であり、令和 21（2039）年度までに下水道全体計画である 890.0ha の整備完了を目標に、引き続き整備を行っていきます。雨水対策は、下水道事業計画に基づき引き続き整備を行っていきます。

I.2 財源についての説明

I.2.1 財源の目標

○経費回収率の向上

計画期間中に使用料改定を実施し、経費回収率を 85%以上とします。さらに、適切なタイミングで経費回収率を 100%以上にするための使用料改定の検討を行います。

また、5 年に 1 度の頻度で適正な使用料水準について検討を行います。

I.2.2 使用料収入

使用料収入は、使用料改定案の予測に基づき算出します。

I.2.3 一般会計繰入金

雨水処理負担金、他会計補助金、資本費繰入収益、他会計出資金が該当します。

繰出し基準に基づく基準内繰入金と繰出し基準に該当しない基準外繰入金を計上します。

一般会計繰入金は、使用料改定案の予測に基づき算出し、収益的収支と資本的収支で繰入金総額が概ね 8 億円となるように計上します。

I.2.4 長期前受金戻入

既往分の長期前受金戻入は予定額を計上します。新規分の長期前受金戻入は、令和 6（2024）年度以降に取得予定の資産の財源として見込む国庫補助金および受益者負担金を以下の償却条件に基づき収益化することで算出します。

- ・ 債却方法：定額法
- ・ 耐用年数：50 年（管渠施設、土木・建築施設）
20 年（建築設備、機械・電気設備）

I.2.5 建設財源

建設財源として想定するのは国庫補助金、企業債、自己財源とします。

- 国庫補助金：補助対象事業の建設改良費のうち50%を補助額の上限とする
- 企業債：建設改良費から補助金分を除いた額の3分の2とする
- 自己財源：建設改良費から補助金分を除いた額の3分の1とする

I.3 投資以外の経費についての説明

I.3.1 減価償却費

既往分の減価償却費は予定額を計上します。新規分の減価償却費は、令和6（2024）年度以降に取得予定の資産の取得価格を以下の償却条件に基づき償却することで算出します。

- ・償却方法：定額法
- ・耐用年数：50年（管渠施設、土木・建築施設）
20年（建築設備、機械・電気設備）

I.3.2 維持管理費

将来の維持管理費は、令和元～5（2019～2023）年度実績および令和6（2024）年度予算に基づき算出します。なお、物価上昇を見込むべき費用および人件費は上昇率を考慮します。

I.3.3 企業債償還費、企業債利息

既往分は予定額を計上します。新規分の企業債は以下の条件で借り入れることを想定し算出します。

表 5-1 企業債償還条件

項目	条件
償還方法	元利均等
償還期間	30年
据置期間	5年
利率	2.2%

2 投資・財政計画に未反映な取組や今後の検討予定の取組の概要

2.1 投資についての考え方・検討状況

2.1.1 広域化、共同化、最適化に関する事項

碧南市および本市との共同で実施している民間企業による点検業務委託を令和5(2023)年度から実施しています。引き続き、地域の実情に合わせた柔軟な連携体制を目指し、下水道の共同処理および事務の委託・代替執行の制度を活用した事務の効率化を検討していきます。また、より効率的に対応し持続可能な上下水道を目指すため、矢作川流域を中心とした西三河地域において、県と市町等が連携した上下水道の一本化に向けて検討を進めます。

2.1.2 投資の平準化に関する事項

令和21(2029)年度までに下水道全体計画である890.0haの整備完了を目指し、遅延なく整備を行っていきます。雨水対策は、下水道事業計画に基づき引き続き整備を行っていきます。

また、今後迎える管渠の更新に向けて、ストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化を図りつつ計画的な管渠の更新を推進していきます。

2.1.3 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI（官民連携）など）

今後、より厳しい事業環境および経営環境が想定されるため、地方公共団体と民間事業者が連携して下水道施設の維持管理および改築などを実施するPPP/PFIは、課題を解決するための有効な手段となります。

2.2 財源についての考え方・検討状況

2.2.1 使用料の見直しに関する事項

計画期間中に使用料改定を実施し、経費回収率を85%以上とします。さらに、適切なタイミングで経費回収率を100%以上とするための使用料改定の検討を行います。

また、5年に1度の頻度で適正な使用料水準について検討を行います。

2.3 投資以外の経費についての考え方・検討状況

2.3.1 民間活力活用に関する事項

本市では、包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度などは行っていませんが、「水質検査業務」、「下水道接続戸別訪問業務」、「マンホール点検業務」は民間事業者に委託しています。今後も業務内容を精査し、合理化を図りながら経費削減に努めていきます。

2.3.2 職員給与費に関する事項

引き続き、業務量の分散化および平準化を図ります。

2.3.3 修繕費に関する事項

ストックマネジメント計画を策定し、計画的な修繕計画および適正な修繕費について検討し、ライフサイクルコストの抑制に努めていきます。

2.3.4 管渠の計画的な調査・点検

引き続き下水機能を維持するために、管渠の計画的な調査および点検を行っていきます。

2.4 投資・財源試算の結果

投資・財源試算の結果を図 5-1～図 5-3 及び表 5-2～表 5-5 に示します。

(1) 収益的収支の推移

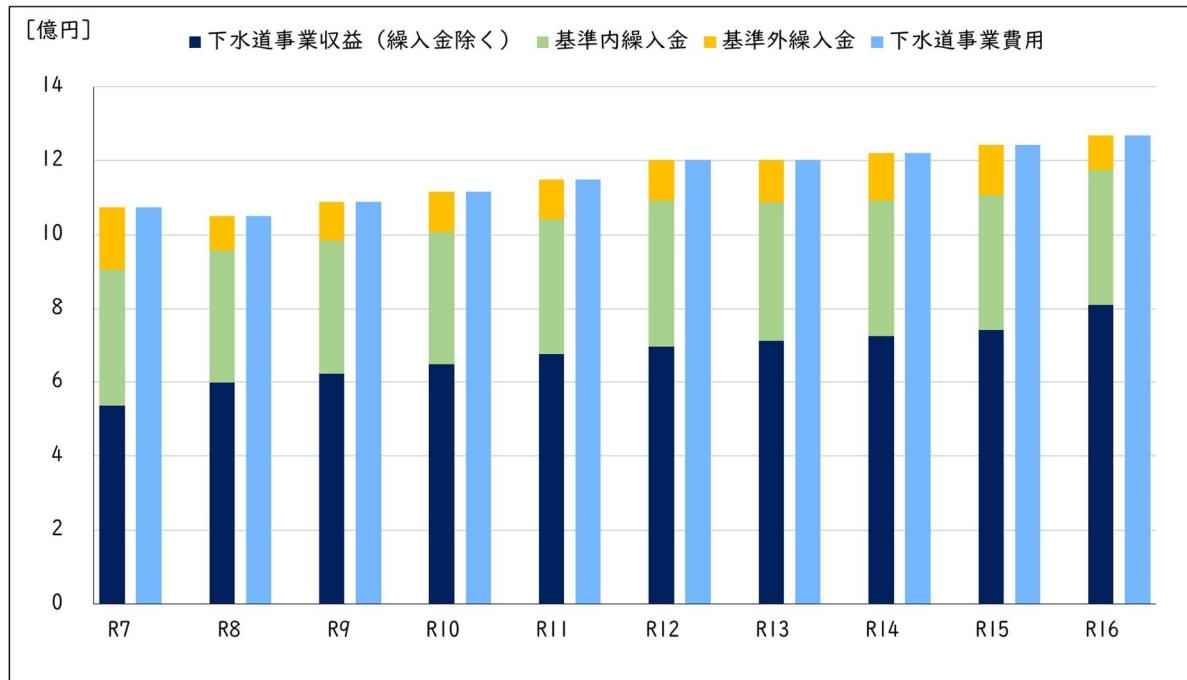


図 5-1 収益的収支の推移

(2) 資本的収支の推移

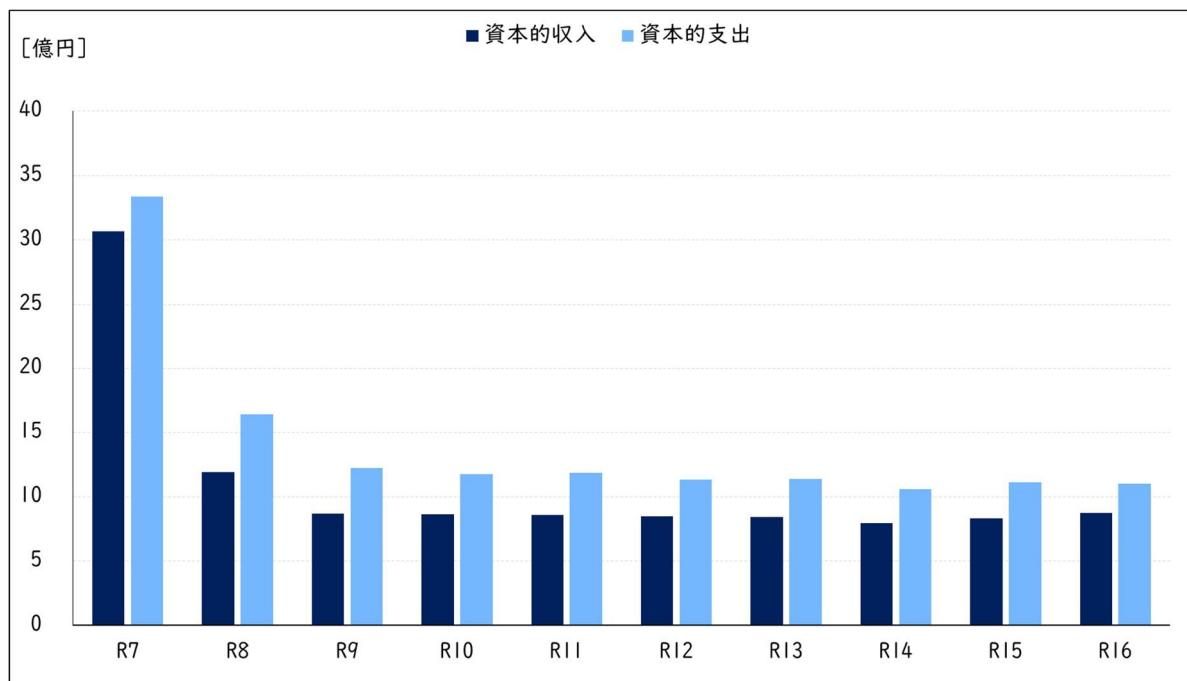


図 5-2 資本的収支の推移

(3) 繰入金の推移

一般会計繰入金として毎年計上する約8億円は、3条・4条基準内繰入金及び3条・4条基準外繰入金として見込みます。

本計画最終年度である令和16（2034）年度に使用料改定を実施した場合、使用料を据置した場合と比較すると、令和16（2034）年度の収益的収支の基準外繰入金が約49百万円減少します。

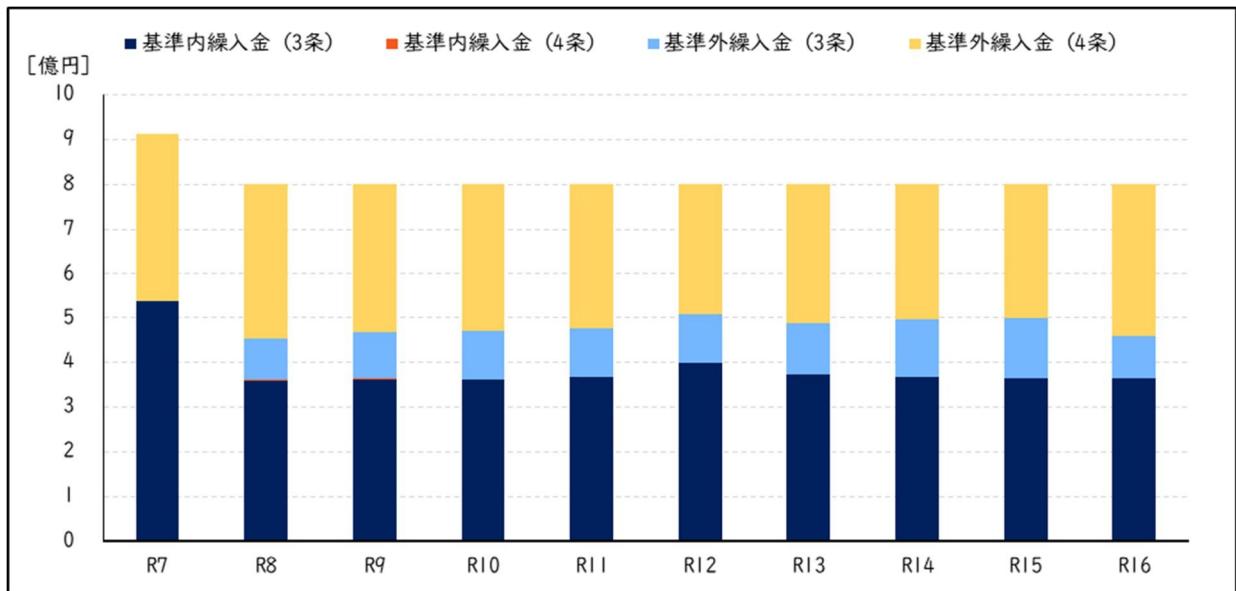


図 5-3 繰入金の推移

表 5-2 投資・財政計画(Ⅰ)(収益的収支(Ⅰ))

(単位:千円, %)

		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分								
収 益 的 収 入	I. 営業収益(A)	386,948	384,789	434,514	452,558	472,383	493,150	
	(1) 料金収入	341,689	336,181	350,961	399,754	422,611	443,958	
	(2) 受託工事収益(B)							
	(3) その他の	45,260	48,608	83,554	52,804	49,772	49,192	
	2. 営業外収益	575,894	627,702	640,469	597,467	615,629	623,668	
	(1) 補助金	406,845	455,879	465,201	401,429	415,397	420,772	
	他会計補助金	395,374	444,123	452,533	383,581	398,654	404,438	
	その他補助金	11,471	11,756	12,668	17,848	16,743	16,334	
	(2) 長期前受金戻入	168,993	171,721	175,152	196,038	200,232	202,896	
	(3) その他の	56	102	116				
収 益 的 支 出	収入計(C)	962,842	1,012,491	1,074,983	1,050,025	1,088,012	1,116,818	
	I. 営業費用	790,002	911,925	967,571	924,673	957,974	985,761	
	(1) 職員給与費	23,877	37,891	36,964	38,135	38,256	38,378	
	基本給	9,969	17,806	16,330	17,921	17,977	18,035	
	退職給付費							
	その他の	13,907	20,085	20,634	20,214	20,279	20,343	
	(2) 経費	314,899	399,956	433,966	347,481	361,486	376,506	
	動力費							
	修繕費	7,561	409	1,048	86	86	88	
	材料費							
特 別 利 益	その他の	307,338	399,547	432,918	347,395	361,400	376,418	
	(3) 減価償却費	451,227	474,078	496,641	539,057	558,232	570,877	
	2. 営業外費用	98,594	100,565	107,393	125,352	130,037	131,056	
	(1) 支払利息	97,764	100,456	107,284	123,802	128,487	129,506	
	(2) その他の	830	109	109	1,550	1,550	1,550	
特 別 損 失	支出計(D)	888,596	1,012,490	1,074,964	1,050,025	1,088,011	1,116,817	
	経常損益(C)-(D)(E)	74,246	1	19	0	0	0	
特別利益	(F)	92,739			100,000			
特別損失	(G)							
特別損益(F)-(G)(H)		92,739			100,000			
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)		166,985	1	19	100,000	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)			1	20	6,925	6,925	6,925	
流动資産(J)	904,965	1,259,064	1,534,716	1,618,175	1,684,109	1,799,439		
うち未収金	143,713	143,713	143,713	143,713	143,713	143,713		
流动負債(K)	1,010,326	979,853	973,726	951,743	930,072	932,984		
うち建設改良費分	505,259	474,786	468,659	446,676	425,005	427,917		
うち一時借入金								
うち未払金	500,777	500,777	500,777	500,777	500,777	500,777		
累積欠損金比率($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)								
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)								
営業収益 - 受託工事収益(A)-(B)(M)	386,948	384,789	434,514	452,558	472,383	493,150		
地方財政法による資金不足の比率($(L) / (M) \times 100$)								
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)								
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(O)								
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模模(P)	386,948	384,789	434,514	452,558	472,383	493,150		
健全化法第22条により算定した資金不足比率($(N) / (P) \times 100$)								

表 5-3 投資・財政計画(2)(収益的収支(2))

(単位:千円、%)

年 度		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分							
収 益 的 収 入	I. 営 業 収 益 (A)	517,352	534,910	550,642	559,544	573,294	638,162
	(1) 料 金 収 入	461,714	477,756	493,941	510,269	526,367	591,550
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	55,638	57,154	56,701	49,275	46,927	46,612
	2. 営 業 外 収 益	632,788	668,277	652,406	661,540	669,476	630,105
	(1) 補 助 金	427,228	460,053	441,392	447,880	453,368	411,347
	他 会 計 補 助 金	411,510	444,351	426,292	434,183	440,464	399,485
	そ の 他 補 助 金	15,718	15,702	15,100	13,697	12,904	11,862
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	205,560	208,224	211,014	213,660	216,108	218,758
	(3) そ の 他						
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	1,150,140	1,203,187	1,203,048	1,221,084	1,242,770	1,268,267
	I. 営 業 費 用	1,017,760	1,069,223	1,067,268	1,083,827	1,104,353	1,127,945
	(1) 職 員 給 与 費	38,500	38,625	38,748	38,871	38,996	39,122
	基 本 給	18,092	18,151	18,209	18,267	18,325	18,385
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	20,408	20,474	20,539	20,604	20,671	20,737
	(2) 経 動 費	396,144	435,107	421,269	425,992	435,573	447,317
	力 費						
	修 繕 費	89	90	91	92	94	95
	材 料 費						
特 别 利 益	そ の 他	396,055	435,017	421,178	425,900	435,479	447,222
	(3) 減 価 償 却 費	583,116	595,491	607,251	618,964	629,784	641,506
	2. 営 業 外 費 用	132,380	133,964	135,779	137,257	138,416	140,322
	(1) 支 払 利 息	130,830	132,414	134,229	135,707	136,866	138,772
	(2) そ の 他	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	支 出 計 (D)	1,150,140	1,203,187	1,203,047	1,221,084	1,242,769	1,268,267
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0
	特 別 利 益 (F)	100,000			100,000		
	特 別 損 失 (G)						
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	100,000			100,000		
当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)		100,000	0	0	100,000	0	0
継 越 利 益 剰 余 金 又は 累 積 欠 損 金 (I)		6,925	6,925	6,925	6,925	6,925	6,925
流 動 資 産	資 産 (J)	2,007,980	2,164,648	2,317,878	2,612,385	2,803,041	3,054,540
	うち 未 収 金	143,713	143,713	143,713	143,713	143,713	143,713
	負 債 (K)	917,402	928,024	898,871	897,989	888,456	885,675
	うち 建 設 改 良 費 分	412,335	422,957	393,804	392,922	383,389	380,608
流 動 負 債	うち 一 時 借 入 金						
	うち 未 払 金	500,777	500,777	500,777	500,777	500,777	500,777
	累 積 欠 損 金 比 率 ((I) ×100) (A)-(B)						
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		517,352	534,910	550,642	559,544	573,294	638,162
地 方 財 政 法 に よ る ((L) / (M) ×100) 資 金 不 足 の 比 率							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る (O) 解 消 可 能 資 金 不 足 額							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		517,352	534,910	550,642	559,544	573,294	638,162
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100)							

表 5-4 投資・財政計画(3)（資本的収支及び他会計繰入金(1)）

		年 度 区 分	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資本的 収入	1. 企業債	603,300	1,143,500	2,146,000	565,053	358,053	358,053	
	うち資本費平準化債							
	2. 他会計出資金	385,673	392,757	372,000	345,835	332,549	328,811	
	3. 他会計補助金	232	312	448	2,465	2,470	1,413	
	4. 他会計負担金							
	5. 他会計借入金							
	6. 国(都道府県)補助金	119,000	270,000	478,000	233,000	148,000	148,000	
	7. 固定資産売却代金							
	8. 工事負担金							
	9. その他の	47,517	49,129	71,867	44,864	27,840	27,840	
	計(A)	1,155,722	1,855,698	3,068,315	1,191,218	868,912	864,117	
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ	(B)						
	純計(A)-(B)(C)	1,155,722	1,855,698	3,068,315	1,191,218	868,912	864,117	
資本的 支出	1. 建設改良費	1,172,775	1,702,345	2,862,703	1,173,739	774,637	749,837	
	うち職員給与費							
	2. 企業債償還金	506,543	505,259	474,786	468,659	446,676	425,005	
	3. 他会計長期借入返還金							
	4. 他会計への支出金							
	5. その他の			1,127				
	計(D)	1,679,318	2,207,604	3,338,616	1,642,398	1,221,313	1,174,842	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額		(D)-(C)(E)	523,596	351,906	270,301	451,180	352,401	310,725
補填財源	1. 損益勘定留保資金	282,234	215,812	45,856	359,559	292,066	252,651	
	2. 利益剰余金処分額	166,985						
	3. 繰越工事資金							
	4. その他の	74,377	136,094	224,445	91,621	60,335	58,074	
	計(F)	523,596	351,906	270,301	451,180	352,401	310,725	
補填財源不足額(E)-(F)								
他会計借入金残高(G)								
企業債残高(H)		7,372,232	8,010,473	9,681,687	9,778,081	9,689,458	9,622,507	

○他会計繰入金

		年 度 区 分	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分			433,101	494,890	539,100	451,700	464,982	469,777
うち基準内繰入金			264,314	348,492	539,100	358,605	362,055	360,500
うち基準外繰入金			168,787	146,398		93,095	102,927	109,277
資本的収支分			397,376	395,213	372,448	348,300	335,019	330,224
うち基準内繰入金			11,703	2,456	448	2,465	2,470	1,413
うち基準外繰入金			385,673	392,757	372,000	345,835	332,549	328,811
合計			830,477	890,103	911,548	800,000	800,000	800,000

表 5-5 投資・財政計画(4)（資本的収支及び他会計繰入金(2)）

年 度 区 分		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	(単位：千円) 令和16年度
資本的収支入	1. 企業債	358,053	372,053	356,513	328,747	358,053	358,053
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金	324,089	291,748	310,862	304,800	299,660	341,996
	3. 他会計補助金	232	232	232	232	232	232
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	148,000	155,000	147,000	136,000	148,000	148,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金						
	9. その他の	27,840	27,840	27,840	25,432	27,840	27,840
	計(A)	858,214	846,873	842,447	795,211	833,785	876,121
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ	(B)					
	純計(A)-(B)(C)	858,214	846,873	842,447	795,211	833,785	876,121
	資本的支出						
資本的支出	1. 建設改良費	758,135	720,535	717,624	663,075	719,135	719,237
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	427,917	412,335	422,957	393,804	392,922	383,389
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他会計への支出金						
資本的支出	5. その他の						
	計(D)	1,186,052	1,132,870	1,140,581	1,056,879	1,112,057	1,102,626
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(D)-(C)(E)		327,838	285,996	298,134	261,668	278,271	226,505
補填財源	1. 損益勘定留保資金	269,016	230,598	243,007	210,797	223,019	171,250
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他の	58,822	55,398	55,127	50,871	55,252	55,255
	計(F)	327,838	285,996	298,134	261,668	278,271	226,505
補填財源不足額(E)-(F)							
他会計借入金残高(G)							
企業債残高(H)		9,552,643	9,512,362	9,445,917	9,380,860	9,345,992	9,320,656

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	475,679	508,020	488,906	494,968	500,108	457,772
うち基準内繰入金	367,755	397,585	373,216	366,366	364,124	364,943
うち基準外繰入金	107,924	110,435	115,690	128,602	135,984	92,829
資本的収支分	324,321	291,980	311,094	305,032	299,892	342,228
うち基準内繰入金	232	232	232	232	232	232
うち基準外繰入金	324,089	291,748	310,862	304,800	299,660	341,996
合計	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000

I 基本的考え方と PDCA サイクルの確立

経営戦略は、策定後定期的にその進捗等を確認し、ブラッシュアップしていくことが望ましいとされています。本経営戦略の見直しにあたっては、3年～5年に1度、計画と実績の乖離およびその原因を分析するとともにPDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念、図6-1参照)を活用し事業全体の方針について検討するサイクルを確立します。



図 6-1 PDCA サイクルイメージ

2 進捗管理について

本計画における経営改善に向けた取り組みを実施していく中で、取り組みの進捗状況およびその効果について定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。また、定期的に財政状況を確認し、本計画との大きな乖離が認められる場合には見直しや再検討を行います。

なお、本計画に書かれていないものであっても、将来の目標の達成や目指すべき下水道事業の実現に必要なことと判断される場合は、変更および見直しを行い、適切に計画に反映させていくものとします。

表 6-1 今後の取組みおよび目標と評価方法

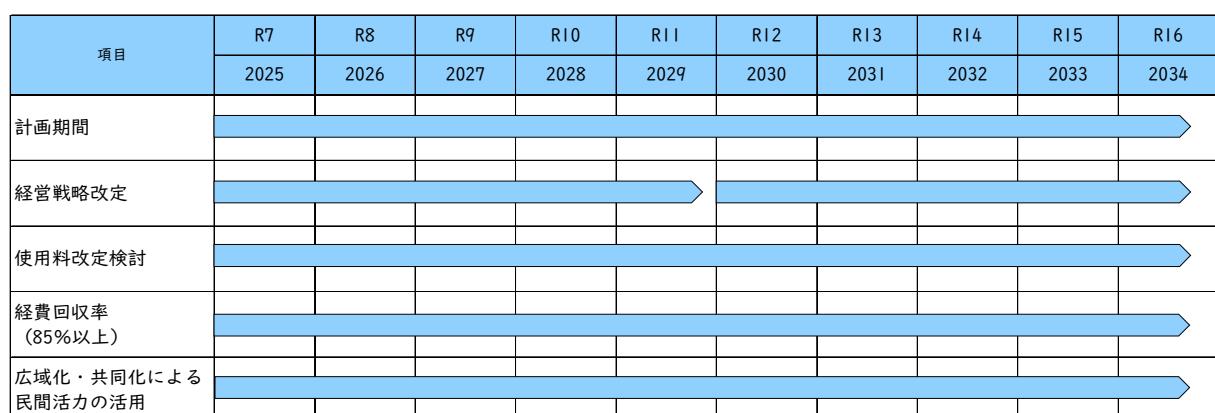
分類	今後の取組み	評価時期とその方法
ヒト	長期的な視点での人員配置の検討	次回の経営戦略見直しまでに人事部局と協議を行います。
	グループ内で人材育成（知識及び技術継承）	次回の経営戦略見直しまでに職員の経験等を踏まえ、計画的に必要な講習や研修を受講します。
モノ	整備計画の進捗管理	計画通り遅延なく整備が進められているかを毎年確認します。
	今後迎える更新需要に向けてストックマネジメント計画の策定	次回の経営戦略見直しまでにストックマネジメント計画策定期を決定します。
カネ	適切な使用料水準の検討	令和16（2034）年度の使用料改定を想定し、次回経営戦略策定期にあたる5年後（令和11（2029）年度）に適正な使用料水準について再度検討します。
	水洗化の促進	次回の経営戦略見直しまでに具体的な促進施策を決定します。

3 経営戦略の見直しについて

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月、総務省）によれば、経営戦略策定期後3～5年に一度見直しが必要とされています。

本市においては、今回策定した内容を踏まえ、策定期から5年後の令和11（2029）年度までに経営戦略の見直しをすることとします。見直しの折は上記取組の進捗状況、乖離状況等を加味した内容に更新することを目標とします。

表 6-2 経費回収率向上に向けたロードマップ



本経営戦略に関する用語を以下にまとめます。

用語名	解説
あ行	
一般会計	主に税を財源として、国や地方公共団体の基本的活動を行うために必要な歳入、歳出を経理する会計です。
汚水処理原価	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理費で、汚水処理費（公費で負担すべき経費を除く）を年間有収水量で除したものです。
汚水処理費	下水道事業の管理運営に要する経費のうち汚水に係る維持管理費および資本費の合計です。
か行	
改築	下水道施設の全部または一部の再建築あるいは取替えを行うことです。
管渠	下水を収集し、移送するための施設です。
元利均等	毎回利子額と元金償還額の合計額が一定となる返済方法です。
企業債	地方公営企業が施設の建設、改良等に要する資金に充てるため、地方公営企業が1会計年度を超えて行う資金の借入れです。
企業債残高	企業債等による外部資金の借入金の残高企業債の残高です。
基準外繰入金	総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めており、この繰出基準に基づかない一般会計からの繰入をいいます。
基準内繰入金	総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めており、この繰出基準に基づく繰入をいいます。
衣浦東部流域下水道	本市下水道事業が接続する愛知県管理の流域下水道事業です。
行政区域内人口	国内の市区町村に住民票の登録のある人口です。
供用開始	下水道の処理区域において、下水道が整備され下水道が使用可能になることを表します。
経営指標	各公営企業の経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等を表す指標です。 ※経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用し、経営の健全性・効率性や施設の老朽化等、類似団体との比較や分析を行うことができます。
経営戦略	自らの経営等について的確な現状把握を行ったうえで、計画的な経営に取組み、徹底した効率化、経営健全化を行うための中長期的な経営の基本計画のことです。

用語名	解説
経営比較分析表	各公営企業の経営および施設状況を表す経営指標をよりわかりやすく公表するために、総務省が全国共通の様式として定めたものです。 ※公営企業において、経営および施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合せた分析を行うことにより、経営の現状および課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。
下水道	下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、またはこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体（下水道法第二条第二号）です。
下水道処理人口普及率	下水道供用区域内人口（下水道を利用できる地域の人口）を、行政人口で除した値で表されます。
減価償却費	時間の経過や使用により価値が減少する固定資産を取得した際に、購入額をその耐用年数に分割して毎年で計上する費用です。
広域化・共同化	複数の市町村等の枠を超えて、汚水処理施設の統合や汚泥処理の共同化、維持管理業務・事務の共同化等を行い、効率的な運営を行うことです。
公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。特別会計を設けて経営を行います（地方財政法第六条）。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。
更新需要	現有する下水道施設を更新した場合に係る投資費用です。
さ行	
実質的な使用料	年間使用料収入を年間有収水量で除したものに20（m ³ ）を乗じたものです（家庭用のみでなく営業用を含む）。
資本的収支	企業の資産を取得するために要する費用（支出）とその財源（収入）の収支のことです。
資本費	地方公営企業法適用企業にあっては減価償却費、企業債等支払利息（一時借入金利息を除く）および企業債取扱諸費等の合計額です。下水道施設等の整備に係る費用と言えます。
資本費繰入収益	元金償還金に対する一般会計からの繰入金です。
収益的収支	企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出のことです。
使用料単価	収入の対象となった水量（有収水量）1m ³ あたりの使用料収入です。
条例上の使用料	団体ごとに基本料金や従量料金（使用した水量ごとの単価）を決定し、条例で定めた料金体系を基に算出した一般家庭における20m ³ あたりの使用料です。

用語名	解説
処理区域	排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域です。
処理区域内人口	下水処理が開始されている処理区域に居住する人口です。
処理区域内人口密度	処理区域内面積 1haあたりの処理人口です。
処理施設	各家庭や事業から排出される汚水を処理する施設です。
水洗化人口	実際に下水道へ接続して利用している人口です。
水洗化率	下水道供用区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理をしている人口の割合です。
ストックマネジメント計画	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画です。
整備面積	下水道の整備がされている面積です。
た行	
地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱い、その他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合および広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする法律です。
長期前受金戻入	償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金等を、その資産を使用できる期間（法定耐用年数）に応じて分割して収益に計上するものです。
投資・財政計画	経営戦略における中心であり、「投資試算」（施設・設備投資の見通し）等の支出と「財源試算」（財源の見通し）を均衡させた計画のことです。
は行	
PFI (Private Finance Initiative)	PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う方法です。
PPP (Public Private Partnership)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもので。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) 等、様々な方式があります。
不明水	分流式下水道において汚水系統に流入する下水で、地下水、直接浸入水等からなるものをいいます。
法定耐用年数	固定資産の「資産価値が帳簿上から消滅するまでの期間」を定めた年数を指しています。資産は使用されれば物理的な消耗が蓄積されるため、価値は使用期間に応じて減少していくという考え方に基づき、国税庁が定めているものです。

用語名	解説
法適 や行	地方公営企業の全てまたは一部を適用することで民間企業と同様の公営企業会計を導入することです。
有形固定資産	土地、建物、建物附属設備、構築物、機械および装置、車両および運搬具、船舶、建設仮勘定並びに耐用年数1年以上でかつ取得価額10万円以上の工具器具および備品等です。
有収水量	下水処理場で処理した汚水のうち、不明水を除いた下水道使用料収入の対象となる水量のことです。
有収率	処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる有収水の割合を示したもの。有収率が高いほど下水道使用料収入の対象とすることができない浸入水や漏水等が少なく、効率的であるといえます。
ら行	
流域下水道	専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、および処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものです。
流域下水道建設負担金	流域下水道を管理する都道府県が、その建設改良等に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町に対しその利益を受ける限度において負担させるものです。
類似団体	全国の地方公共団体のうち、人口や人口密度、供用開始後年数が類似する団体のことです（総務省定め）。



高浜市下水道事業経営戦略

(令和7年度～令和16年度)

令和7年9月策定

高浜市都市政策部上下水道グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

Tel : 0566-95-9541 (直通)

Fax : 0566-52-1110 (代表)